

8-9つくば市男女共同参画推進基本計画策定支援業務委託仕様書

第1章 総則

1 委託業務名

8-9つくば市男女共同参画推進基本計画策定支援業務委託

2 業務の趣旨

つくば市は、「つくば市男女共同参画社会基本条例（以下「条例」という。）」第7条に基づき、本市の男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、その総合的かつ計画的な施策の大綱及び基本的施策の実施に必要な事項を定めるものとして、「つくば市男女共同参画推進基本計画」を策定し、取組を進めてきた。

「つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）（以下「現行計画」という。）」は、令和9年度（2027年度）に計画期間が満了することから、令和8年度（2026年度）から約2年をかけて、新たに令和10年度（2028年度）を初年度とする次期計画（第7次）策定に向けた業務を開始する。

次期計画の策定に当たっては、つくば市未来構想や第3期つくば市戦略プランに掲げる基本施策「多様性が尊重された、包摂的な社会をつくる」の考え方を踏まえ、誰もが性別にかかわらず多様な生き方を選択し、自分らしく生きられる環境づくりを進めていくことを前提とする必要がある。

本業務は、現行計画の達成状況や市を取り巻く課題を分析し、国や県、市の関連計画との関係性を踏まえて、次期計画が果たすべき役割を明確化するとともに、その役割に応じて、基礎調査、市民等意識調査をはじめとした社会情勢の変化等を反映させた次期計画の策定に係る一切の関連業務を支援することを目的として実施する。

なお、次期計画は、以下の4つの法令に規定された市町村計画等を兼ねるものとして一体的に策定する必要がある。策定に当たっては、国が定める各基本方針（以下に掲げるものを含む。）に基づき、必要な調査・分析及び記載事項を適切に盛り込むこと。

- (1) 「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条に基づく市町村基本計画
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」第6条第2項に基づく市町村推進計画（参照：「女性の職業生活に

おける活躍の推進に関する基本方針」)

- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（参照：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」）
- (4) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」第8条第3項に基づく市町村基本計画（参照：「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」）

また、以下の法令の趣旨に基づき、必要な調査・分析及び施策の検討を行うこと。

- (5) 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」

3 適用範囲

本仕様書は、つくば市（以下「甲」という。）が実施する「8-9つくば市男女共同参画推進基本計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

4 適用基準等

(1) 適用基準

本業務の履行に当たっては、本仕様書のほか、監督職員の指示による。また、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

(2) 業務対象区域

本業務の対象区域は、つくば市全域とする。

5 計画の期間

本業務において策定する計画の期間は、令和10年度（2028年度）から令和19年度（2037年度）までの10年間とする。

ただし、社会情勢の変化へ柔軟に対応するため、令和14年度（2032年度）に中間見直しを実施できる構成とする。計画の体系については、国の「第5次男女

共同参画基本計画」を参考に、概ね以下のような階層で整理することを想定している。

- (1) 10年間を見通した「基本認識（基本的な視点）」の設定
- (2) 5年間を対象とする「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」の設定

なお、上記は例示であり、10年間の計画期間及び5年単位での見直しという条件を満たす範囲内であれば、事業者の創意工夫による効果的な構成案の提案を妨げるものではない。

6 策定に関する意思決定の枠組み

本業務で策定する計画の内容は、条例第22条第1項に基づき設置する諮問機関「つくば市男女共同参画審議会」（以下「審議会」という。）に対して市長が諮問し、審議会が調査審議の上、答申する形で決定するものである。

また、市長を本部長とした市内部の「つくば市男女共同参画推本部会議」（以下「本部会議」という。）においても、計画の内容に関する審議を行う。

乙は、審議会及び本部会議から提出される意見等を甲が計画の策定プロセスや内容に反映させることを支援するものとする。

7 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年（2028年）3月24日（金）までとする。ただし、計画本編及び概要版を含む全ての成果品の最終納品期限は、令和10年（2028年）3月15日（水）を厳守することとする。

8 業務の一括再委託の禁止

- (1) 乙は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、甲と協議し、承認を得た上で本業務の一部を再委託することができる。
- (2) 前項ただし書の場合、乙は、再委託先にこの仕様に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託等先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

9 提出書類

乙は、本業務実施に当たって次の書類を速やかに甲に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務責任者及び担当者選（改）任通知書
- (2) 業務責任者経歴書
- (3) 業務工程表
- (4) 貸与データ及び資料に関する誓約書
- (5) その他、甲が指示するもの

10 業務運営体制

乙は、本業務実施に当たって、以下の体制を整えるものとする。

- (1) 本業務の実施に関し、円滑かつ組織的に対応できる体制を整えること。
- (2) 本業務を統括する業務責任者（本業務と同様又は同等の計画策定支援業務に従事した経験を有する者）を1人配置し、次の業務を担当すること。
 - ア 本業務の運営管理・推進及び甲との連絡調整
 - イ 本業務で配置する担当者の指導と支援
 - ウ その他本業務の運営上必要と認められる事項

11 打合せ

乙は、本業務の内容を熟知し、本業務実施期間中においては、甲と打合書を綿密に行い、進捗状況を随時報告することで、業務の円滑な実施を図るものとする。また、打合せの記録を作成し、甲の承認を得るものとする。

12 個人情報等の取扱い

本業務の履行に際して知り得た個人情報等の取扱いについては、別紙個人情報等の取扱業務に関する特記仕様書を参照すること。

13 損害賠償

乙は、本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、乙が一切を処理するものとする。

14 資料の貸与

乙は、本業務に必要な資料を甲より借り受けるものとする。資料に関しては、

適正な管理を行うものとする。

15 成果品の帰属

本業務における調査結果等を含む一切の制作物、データ及び著作権等の成果品については、すべて甲の所有とし、甲が自由に加工、複製、ホームページの作成、増刷を行い公表できるものとする。また、乙は甲の承諾なくこれらの成果品を貸与、公表、使用してはならない。

16 業務委託料の支払い

本業務の委託料は、年度毎に、本市と受託者が協議の上履行した業務に対する委託料を年度末に一括して支払う事を前提とする。

ただし、詳細は、公募型プロポーザル入札により候補者が選定された後、各年度の限度額の範囲において候補者と本市が協議を行い決定する。

17 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、監督職員の指示による。
- (2) 本業務の完了後、納品した成果品について、乙の責任に帰する理由による不良が判明した場合には、乙は速やかに甲が必要と認める修正等その他必要な措置をとるものとし、乙の費用及び責任においてこれを解決するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議の上、乙は甲の指示に従い、本業務を遂行しなければならない。

第2章 業務内容

本業務を確実かつ円滑に遂行するため、乙は本業務全般の細部にわたるコンサルティング業務及び印刷業務等を行う。乙は、本業務の趣旨を十分把握し、合理的かつ能率的な工程別の業務計画を立案するとともに、本業務の遂行に必要となる資料収集について甲と調整を図り、適切な業務計画とする。

乙が各年度において実施すべき業務内容は概ね次の事項とする。ただし、審議会及び本部会議から提出される意見等を踏まえて業務内容を調整する場合がある。

1 令和8年度

(1) 全体調整に関する業務及び業務実施のための計画策定

本業務の趣旨及び内容を把握した上で、第2章で示す各項目についての実施方針及び作業工程について業務工程表を策定する（受託者決定後に甲と協議の上、スケジュールを決定する）。また、適正な工程管理を行い、本業務の進捗状況を適宜報告するものとする。

(2) 基礎調査業務

男女共同参画をはじめとした第1章「2 業務の趣旨」で示した5つの法令（以下「男女共同参画等」という。）に関する本市の計画や政策・施策の方向性について、必要な資料の収集・整理等を行う。また、本市を取り巻く社会情勢等を把握することで、課題の整理を行い、次期計画への反映方法等について報告書として取りまとめる。

ア 統計的把握による本市の現状・将来動向の分析

国・茨城県・他市町村における計画や施策・施策の方向性、社会情勢、関連法令等の最新情報の他、本市の関連資料等を基に現状及び将来動向について調査・分析を行う。

イ 本市の特性把握・課題等の整理

男女共同参画等に関する本市の特性や課題について、各種統計調査等におけるデータを積極的に活用した分析・把握を行い、次期計画において必要とされる取組や位置付けるべき施策、ポイント等について整理する。

(3) 市民等意識調査の実施

現行計画の成果の判定、男女共同参画等全般に関する現状認識、次期計画策定に向けた施策等に対する意向を把握するため、市民等を対象としたアンケート調査を実施する。アンケート調査票（以下「調査票」という。）の作成から、調査結果の整理・集計・分析までの一連の業務を行う。

なお、アンケートの詳細な設計については、乙の提案に基づき甲と協議の上、決定するものとする。ただし、事業者提案により特に回収率の向上に資する業務の追加や一部の変更を妨げるものではない。

ア 調査対象者

- (ア) 市民アンケート調査（目標回収率 45%）
18 歳以上 75 歳未満の市民 3,000 人（男女各 1,500 人）
- (イ) 事業所アンケート調査（目標回収率 55%）
市内事業所 300 件
- (ウ) 職員アンケート調査（目標回収率 80%）
つくば市職員 2,000 人程度

イ 調査対象者の抽出基準と分析方法

- (ア) 市民アンケート調査
性別（男女各 1,500 人）及び年齢層を基本とした層化抽出を行うほか、本市の特性を踏まえ、居住地域や子どもの有無（ライフステージ）を考慮した層化抽出を行うことを想定している。
- (イ) 事業所アンケート調査
従業員規模や業種等による層化抽出を行うことを想定している。
- (ウ) 職員アンケート調査
全職員を対象とする。

乙は、これらの抽出基準を踏まえた上で、適切な調査票の設計やクロス集計等の分析方法を提案し、実行すること。

ウ アンケート調査票の作成

「ア 調査対象者」ごとにアンケート調査の設問を提案し、審議会及び本部会議から提出される意見等を踏まえて、アンケート調査票（以下「調査票」

という。)を作成すること。

作成に当たっては、現行計画の評価や前回の意識調査との比較・検証に加え、性の多様性に関する市民等の理解について把握するための設問を盛り込むこと。

エ 調査票等の印刷、封筒への封入・封緘、発送、回収等

(ア) 市民・事業所アンケート調査

調査票の印刷・製本、配布用・返信用封筒の作成・印刷、封入・封緘、宛名ラベル貼付作業及び発送等の一連の作業は、以下に掲げる項目に留意して実施すること。なお、調査票は12ページ程度を想定している。

- ・ 調査票の回収方法は、郵送及びウェブの両方を可能にする。
- ・ ウェブ回答に当たって必要なフォームの構築をする。
- ・ 調査票の配布は郵送で実施する。
- ・ 甲は調査対象者の抽出及び宛名ラベルを作成して、乙に提供する。
- ・ 甲は郵送のための封筒を乙に提供する
- ・ 調査票の返信先は甲とする。
- ・ 調査票の発送及び郵送での回収、郵送で回収した調査票を甲から乙へ送付する際の郵送料は全て乙が負担する。

(イ) 職員アンケート調査

「ウ アンケート調査票の作成」で作成された調査票を基に、甲が調査協力の依頼に関する事務や庁内イントラネットシステムにおけるフォームの構築をする。

オ 集計・分析、報告書の作成

甲に送付された調査票を基に回答内容を入力し、ウェブによる回答と合わせて集計・分析を行うこと。その際、以下に掲げる項目に留意して、次期計画策定のための基礎資料となる調査結果報告書を作成すること。

- ・ 集計に当たっては、単純集計のほか、性別や年齢等の各種属性による意識の違いが把握できるよう、クロス集計等の手法を用いた集計をすること。
- ・ 分析に当たっては、前回の意識調査や各種統計調査等との比較・検証等を行った上で、市民等の意識や意向、現状や課題等について現行計画を踏まえた整理をすること。

提案事業者は、上記「ア 調査対象者」に定める目標回収率を達成するため、調査票のデザインやレイアウトの工夫、ウェブ回答率を高めるための仕掛け、督促方法の検討など、回収率の向上に資する具体的な手法やノウハウをプロポーザルで提案すること。

(4) 計画素案の作成支援業務

(1)から(3)までの業務結果を整理・分析し、次期計画において踏まえるべき論点や盛り込むべき要素を整理した上で、次期計画の素案（理念・目標や計画体系を示したもの）について、作成の支援をする。

(5) 報告書作成

令和8年度業務の成果物として(1)～(3)までの業務結果を踏まえた以下の報告書を作成する。

ア 基礎調査業務報告書

イ 市民等意識調査結果報告書

2 令和9年度業務

(1) 全体調整に関する業務及び業務実施のための計画策定

令和8年度の業務進捗状況を踏まえて、改めて作業工程について業務工程表を策定する。また、適正な工程管理を行い、本業務の進捗状況を適宜報告するものとする。

(2) 基礎調査業務

国及び茨城県の男女共同参画等に関する計画や政策・施策の方向性を令和8年度の調査結果を踏まえて改めて整理し、必要な資料の収集・整理等を行う。

(3) 現行計画の評価・検証業務

令和8年度までの現行計画に係る施策及び事業等の実施状況や指標の達成度等について調査し、現行計画の評価・検証をした上で、次期計画において反映すべき課題や位置付けるべき施策等について整理し、報告書を作成する（一部

の指標等については令和9年4月1日までとする）。

なお、調査の対象となる施策等の担当各課への調査票の配布等は、甲が行うこととし、調査票の作成及び回収した調査票の取りまとめは乙が行う。

(4) 施策体系及び目標指標の検討業務

令和8年度に作成した計画素案をもとに、(1)から(3)までの業務結果を整理・分析し、次期計画の施策体系（施策の基本的方向及び具体的な取組）を構築する。その際、EBPM（証拠に基づく政策立案）の視点から、10年間の「基本認識」に掲げる将来像（成果）と、5年間の「手段」の因果関係をロジックモデル等により可視化し、客観的な根拠に基づいた実効性の高い目標指標の案を検討すること。

なお、指標の検討にあたっては、計画全体を通じて成果（アウトカム）及び活動（アウトプット）の視点を適切に使い分けて設定すること。その際、現行計画との継続性や新たな社会的課題への対応に加え、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の法定計画において求められる定量的な視点についても十分に留意すること。

(5) 次期計画案の作成支援業務

(1)から(4)までの業務結果を反映し、パブリックコメントに供するための次期計画案を作成する。策定に当たっては、内閣官房行政改革推進本部事務局「EBPMガイドブック Ver1.2」に示された『政策目的を明確化させ、その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする』という考え方を基本とし、以下のア～カの項目について整理すること。

また、一体的に策定する各法定計画の整合性を確保するため、国の各基本方針に示された相談実績等のデータ分析や、その他留意事項を適切に反映し、本市の特性に応じた実効性のある施策を構成すること。

ア 主要課題の整理

- イ 基本認識（現状分析に基づく10年間を見通した基本的な視点・展望）
- ウ 施策の基本的方向（5年間で重点的に取り組む施策の柱）
- エ 具体的な取組（5年間で実施する具体的事業）
- オ 目標指標（10年後の成果を見据えた指標及び、5年間の進捗を管理する指標の設定）
- カ 推進体制

なお、計画の構成案においては、審議会の意見等を踏まえ、関連する5つの法令に関する施策を、それぞれの趣旨や目的が明確になるように整理し、包摂的な施策体系として再構築すること。

(6) 計画本編及び概要版の作成

計画本編及び概要版は、計画内容をわかりやすく市民に周知することを目的に、文字の大きさやルビ等に配慮し、見やすく、親しみやすい、ビジュアル的にもデザイン性の高い編集を行うこと。また、作成に当たっては、商標権や著作権に十分注意を払い、著作権のあるものを使用する場合は、権利者に許可を得た上で利用すること。

- ア 計画本編：各施策等の詳細な記述が記載されたもの（A4判・100頁程度を想定）
- イ 概要版：イラストや図表等を中心に、計画書のポイントを簡潔にまとめたもの（A4判・8頁程度を想定）

計画本編及び概要版の印刷原稿の校正は、甲による原則3回の確認を経て完了するものとする。校正のスケジュールは、事前に作成し、甲の承認を得ることとし、甲の責めに帰さない4回目以降の校正が生じた場合は、乙の負担と責任において対応することとする。また、印刷に使用する用紙やインク等については、乙の提案に基づき甲と協議の上、決定するものとする。

第3章 成果品

本業務の成果品は、原則として以下のとおりとする。ただし、詳細については契約時に甲と乙の間で協議の上、決定する。

1 令和8年度

- (1) 基礎調査業務報告書
 - ア 紙ベース1部（A4判・白黒）
 - イ 電子データ（編集可能な媒体（Word、Excel 又は PowerPoint）及び PDF）
- (2) 市民等意識調査結果報告書及び基礎データ一式
 - ア 紙ベース100部（A4判・白黒）
 - イ 電子データ（編集可能な媒体（Word、Excel 又は PowerPoint）及び PDF）
 - ウ 電子記録媒体（CD-ROM）1枚
- (3) 審議会及び本部会議の関連資料
 - ア 電子データ（編集可能な媒体（Word、Excel 又は PowerPoint）及び PDF）
- (4) 計画素案
 - ア 電子データ（編集可能な媒体（Word、Excel 又は PowerPoint）及び PDF）
 - イ 電子記録媒体（CD-ROM）1枚

なお、(2)市民等意識調査結果報告書の最終納品は、計画策定スケジュールを考慮し、令和9年（2027年）3月17日（水）を厳守すること。

2 令和9年度

- (1) 審議会及び本部会議の関連資料
 - ア 電子データ（編集可能な媒体（Word、Excel 又は PowerPoint）及び PDF）
- (2) 現行計画の評価・検証報告書
 - ア 紙ベース1部（A4判・白黒）
 - イ 電子データ（編集可能な媒体（Word、Excel 又は PowerPoint）及び PDF）
 - ウ 電子記録媒体（CD-ROM）1枚
- (3) 施策体系・目標指標設定に関する資料

目標指標設定に関する資料には、10年間の「基本認識」に掲げる将来像（成果）と、5年間の「手段」の因果関係をロジックモデル等により可視化した資料を含めること。

- ア 紙ベース1部 (A4判・白黒)
 - イ 電子データ (編集可能な媒体 (Word、Excel 又は PowerPoint) 及び PDF)
- (4) 計画素案 (パブリックコメントによって市民意見を集める際に使用するもの以外のもの)
- ア 紙ベース1部 (A4判・カラー)
 - イ 電子データ (編集可能な媒体 (Word、Excel 又は PowerPoint) 及び PDF)
- (5) 計画素案 (パブリックコメントによって市民意見を集める際に使用するもの)
- ア 紙ベース30部 (A4判・カラー)
 - イ 電子データ (編集可能な媒体 (Word、Excel 又は PowerPoint) 及び PDF)
 - ウ 電子記録媒体 (CD-ROM) 1枚
- (6) 計画本編
- ア 紙ベース150部 (A4判・100頁程度・カラー)
 - イ 電子データ (編集可能な媒体 (Word、Excel 又は PowerPoint) 及び PDF)
 - ウ 電子記録媒体 (CD-ROM) 1枚
- (7) 概要版
- ア 紙ベース400部 (A4判8頁・A3両面二つ折り・カラー)
 - イ 電子データ (編集可能な媒体 (Word、Excel 又は PowerPoint) 及び PDF)
 - ウ 電子記録媒体 (CD-ROM) 1枚

なお、(6)計画本編及び(7)概要版の最終納品は、次期計画の施行スケジュールを考慮し、令和10年(2028年)3月15日(水)を厳守すること。また、複数のデータを1枚の電子記録媒体(CD-ROM)にまとめて納品することも可とする。